

第12回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年12月5日(火)
開会 15時00分
閉会 15時45分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	欠	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 7番 木須 治紀

9番 湊上 幸雄

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	江口 隆星	書記	

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第50号	農地法第5条の申請について
議案第51号	農地法第4条の申請について
議案第52号	農地法第3条の申請について
議案第53号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第29号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第30号	農地等の形質変更工事計画変更届出について
報告第31号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
報告第32号	農地法第5条の申請の補正について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) 本日は西山会長の欠席により、職務代理者である私が代わりに議長を務めますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は西山会長です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 木須 治紀委員、9番 淵上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="331 913 1426 1240"> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業 通年</td> <td>118件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業 期間借地</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="331 1346 1331 1574"> <tr> <td>報告第29号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>報告第30号</td> <td>農地等の形質変更工事計画変更届出について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第31号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>報告第32号</td> <td>農地法第5条の申請の補正について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第50号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第50号	農地法第5条の申請について	1件	議案第51号	農地法第4条の申請について	1件	議案第52号	農地法第3条の申請について	7件	議案第53号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	15件		農地中間管理事業 通年	118件		農地中間管理事業 期間借地	4件	報告第29号	農地法第18条第6項通知の受理について	30件	報告第30号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	3件	報告第31号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	9件	報告第32号	農地法第5条の申請の補正について	2件
議案第50号	農地法第5条の申請について	1件																																
議案第51号	農地法第4条の申請について	1件																																
議案第52号	農地法第3条の申請について	7件																																
議案第53号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																	
	利用権設定 通年	15件																																
	農地中間管理事業 通年	118件																																
	農地中間管理事業 期間借地	4件																																
報告第29号	農地法第18条第6項通知の受理について	30件																																
報告第30号	農地等の形質変更工事計画変更届出について	3件																																
報告第31号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	9件																																
報告第32号	農地法第5条の申請の補正について	2件																																
事務局	<p>議案第50号 53番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから14ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。</p>																																	

事務局	<p>譲受人が建売分譲住宅として使用するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。</p> <p>許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第50号 については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは53番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>建売分譲住宅として建てたいとのことでした。ここの土地は4～5年荒地のままになっておりまして、近隣、下水も何も問題ないところです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>53番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第51号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 について説明します。</p> <p>議案第51号 14番についてご説明します。</p> <p>これは10月委員会で承認された農地法第5条の申請44番、転用目的、貸資材置場及び駐車場に関連した申請で、その事業敷地内に存在した里道の付け替え先として申請地を里道にするための転用目的になります。なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に整備されていたため、始末書が添付されております。</p> <p>議案は2ページになります。</p> <p>図面は15ページから17ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇。</p> <p>申請人が里道として使用するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第51号 については以上1件です。</p>
議長	<p>14番について担当委員さんからの説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>10月に許可が下りたところですが、里道の付け替えの部分の申請です。地元にも反対する人もいませんでしたので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>14番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第52号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第52号 7件について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第52号 については以上7件です。</p>
議長	<p>議案第52号 について議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第52号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第53号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の5ページから7ページに明細書を、8ページから17ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が13名、貸付人が13名で、面積は田が46,364㎡、畑が29,763㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第53号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第53号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第53号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第53号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）の利用権設定の通年について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号 農地中間管理事業の利用権設定の通年について御説明いたします。</p> <p>議案の18ページから41ページに明細書を、42ページから104ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>これは〇〇〇〇の利用権設定であります。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>田が309, 898㎡、畑が1, 366㎡、貸付人84名、借受人21名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第53号 農地中間管理事業の利用権設定の通年については以上118件です。</p>
議長	<p>議案第53号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）の利用権設定の通年118件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○委員	<p>〇〇前の現在埋め立て工事をしてある所は、この事業の貸借に入るのですか。</p>
事務局	<p>この事業の貸借の対象になっています。元々利用権が設定されていたので、一度解約をして改めて中間管理権を設定し貸借をするという形です。</p>
○番	<p>海岸べたの所はどうなりますか。</p>
事務局	<p>農地として使われるようになります。</p>
議長	<p>議案第53号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）の利用権設定の通年118件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第53号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）の利用権設定の通年11</p>

議長	<p>8件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第53号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）の利用権設定の期間借地について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号 農地中間管理事業の利用権設定の期間借地について御説明いたします。</p> <p>議案の105ページに明細書を、106ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちら〇〇〇〇の利用権設定になり、136番、137番の表作と138番、139番の裏作の権利設定になります。</p> <p>田が2, 848㎡、貸付人2名、借受人2名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。</p> <p>議案第53号 農地中間管理事業の利用権設定の期間借地については以上4件です。</p>
議長	<p>議案第53号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）の利用権設定の期間借地4件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第53号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）の利用権設定の期間借地4件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第29号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第29号 について御説明します。</p> <p>議案は107ページから114ページになります。</p> <p>30件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第29号 については以上です。</p>

議長	<p>報告第29号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第30号 農地等の形質変更工事計画変更届出3件について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第30号 農地等の形質変更工事計画変更届出 4番について御説明します。</p> <p>議案は115ページになります。 図面は18ページから20ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 これは令和5年1月委員会で報告した農地等の形質変更届出についての工事計画の変更の届出になります。元々依頼していた業者が搬入する土の確保ができなくなったとして、施工業者及び工事期間が変更されております。</p> <p>続きまして、5番と6番については一体的な工事になりますので併せて説明します。 議案は115ページから116ページになります。 図面は21ページから25ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 これは令和3年7月委員会で報告した農地等の形質変更工事計画変更届出についての工事計画の再変更の届出になります。搬入する土の確保が遅れているとして、工事期間が変更されています。</p> <p>報告第30号 については以上です。</p>
議長	<p>4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>今年の1月にご説明したところですが、計画変更の理由は搬入が難しかったということで今回新たに自分の畑の近くの山を崩して嵩上げをして野菜等を作るということで再度申請をされています。道路もありますし周囲には迷惑をかけない状態です。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、5、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	ここは以前から問題があるような状況で現地を見に行きましたが、まわりが山林ばかりだったので谷のような所で、泥もまだ足りないような感じで現在に至っているような状況です。
議長	<p>5番、6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第31号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第31号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について御説明いたします。</p> <p>議案は、117ページになります。</p> <p>1番から5番、7番から9番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>6番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明になっている場合や、所有者が市内在住でない場合などの理由により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第31号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第31号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、報告第32号 農地法第5条の申請の補正2件について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第32号 農地法第5条の申請の補正 50番について御説明します。</p> <p>議案は118ページになります。</p> <p>図面は26ページから27ページです。</p> <p>こちらは11月の委員会で承認を戴きました案件ですが、委員会後に申請人より申請地を分筆したとの連絡があったため、〇〇〇を〇〇〇と〇〇〇に変更する補正が行われました。</p>

事務局	<p>続きまして、51番について御説明します。</p> <p>議案は119ページになります。</p> <p>図面は28ページから29ページです。</p> <p>こちら11月の委員会で承認を戴きました案件ですが、11月の委員会では県農山村課からの指摘を受け、農地区分が第1種農地になり、転用目的が立地基準に沿わないことから、転用目的が当初の資材置場及び駐車場から農業用資材、農機具、農作物置場及び駐車場へと変更されておりました。</p> <p>しかし、県農山村課より農振除外時の申請内容が資材置場であったことと整合しないと改めて指摘を受け、再度検討することとなりました。その結果、申請地のすぐ北側に申請人の事務所があることから、立地基準の例外的な要件である、集落接続要件に合致するとの確認がとれたため、当初の転用目的である、資材置場へと再度変更する補正が行われました。</p> <p>なお、50番、51番については既に県より農地転用の許可がおりております。報告第32号 2件については以上になります。</p>
議長	<p>報告第32号 農地法第5条の申請の補正について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>元に戻ったという形になるのですか。</p>
事務局	<p>当初の申請では第2種農地における資材置場での転用申請でしたが県の審査が行われる中で農地区分が第1種農地という判断となりました。第1種農地になったことによって農業用の資材置場に計画を変更されましたが、元々、申請地は農振地域であったため、資材置場として農振除外の申請をされていた経緯があり、整合性を図るために再度計画を変更され、第1種農地の例外要件に該当することを確認した上で当初の計画に戻されたものです。</p>
議長	<p>報告第32号 農地法第5条の申請の補正について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第12回農業委員会会議を閉会します。</p>